

情報システムの撤去の概要

- ✓ 防衛装備庁(装備庁)は、各自衛隊等の調達要求に基づき情報システムを賃貸借契約等により調達
- ✓ 情報システムの賃貸借契約上、システムを構成するサーバ、端末等の契約物品を撤去する費用は、原則として国の負担
- ✓ 装備庁は、情報システムの撤去については、HDDの破壊等に係る経費、契約物品の搬出費等を撤去費として契約金額に増額計上する変更契約を、要求元からの通知に基づき締結
- ✓ 情報システムを運用する部隊等の使用責任者は、支出負担行為担当官(支担官)の補助者として、確認実施要領等に基づきシステムの撤去に係る検査を実施し、契約物品の撤去の確認後に撤去確認書を作成
- ✓ 装備庁は、支担官に提出された撤去確認書に基づき撤去費に係る契約金額を支払

検査の結果

- ✓ 平成26年度から令和元年度までの間に変更契約により撤去費を計上した情報システムの賃貸借契約、計268契約(計上した撤去費計23億1269万円)を対象に検査を実施
- ✓ 検査したところ、計17契約(計上した撤去費計5億5750万円)における339か所の契約物品の撤去について履行が会計年度を超えた4月以降に行われていて会計年度内に完了していないのに、使用責任者は撤去確認書に3月31日までの日付を記載
- ✓ 装備庁は、上記の事実と異なる撤去確認書を検査調書として、これに基づき撤去の履行が完了した年度の前年度の予算により撤去費を支払

当局の処置

- 装備庁は、
- ✓ 撤去に係る契約を原則として賃貸借契約から分離し、撤去に係る契約を締結する各自衛隊等に対して、撤去に係る作業内容等が明確になるよう、仕様書の作成を求め、**撤去の定義**を明示 等
 - ✓ 契約の相手方から撤去に係る作業実施計画を提出させるなどして、各自衛隊等の支担官等が撤去の日程を把握できるよう処置
 - ✓ 各自衛隊等に対して、使用責任者等が担う**支担官等の補助者としての責務**について周知徹底

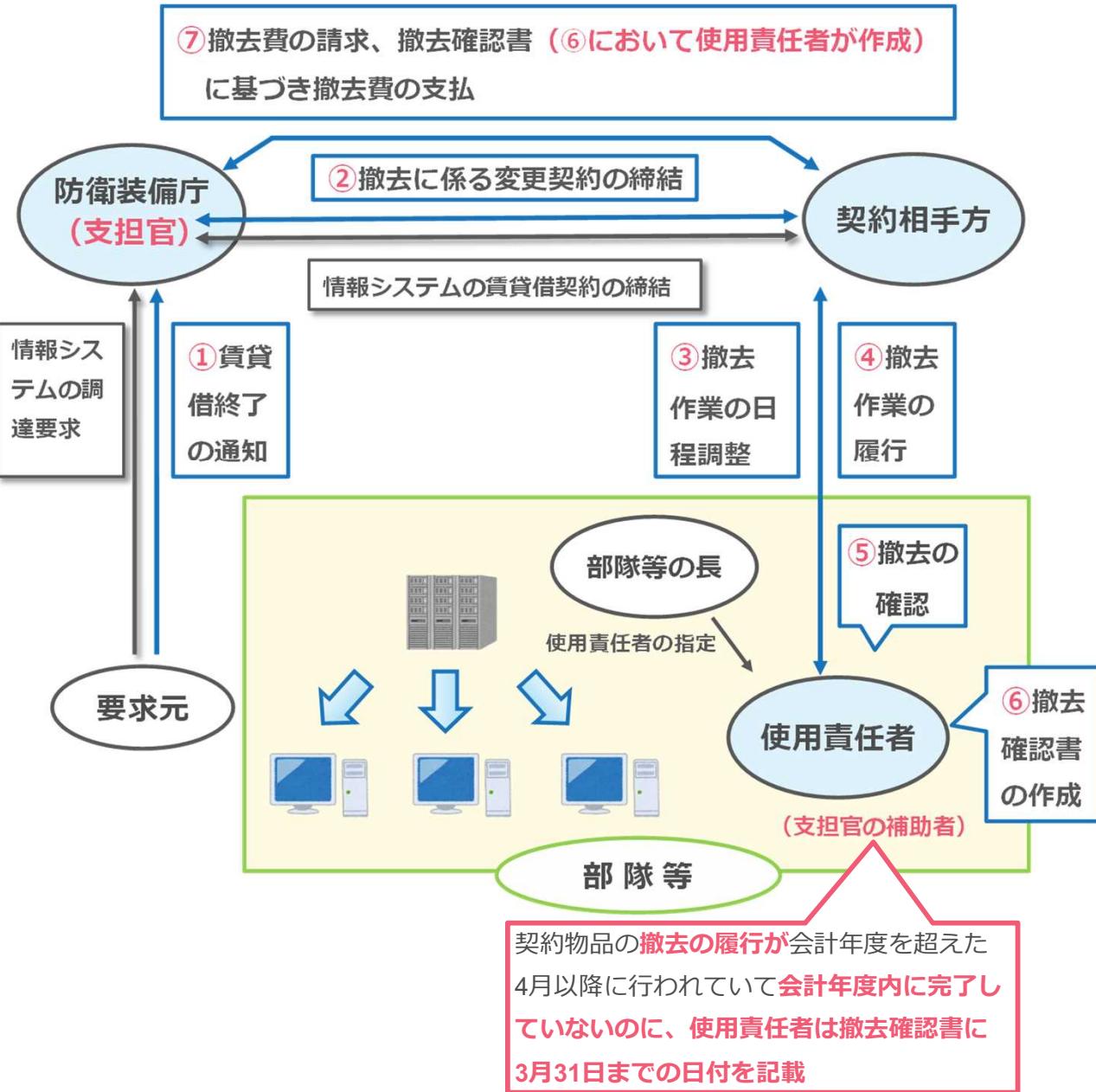


15.賃貸借契約により調達した情報システムの撤去（処置済）

防衛装備庁

5億5750万円(指摘金額)

<情報システムの撤去に係る変更契約の概略>



【改善を必要とする事態】

装備庁は、17契約(撤去費計5億5750万円)の計339か所に設置された情報システムを構成するサーバ、端末等の撤去について、会計年度内に履行が完了していないのに、事実と異なる検査調書に基づき撤去費を支払っていた

【発生原因】

- 装備庁において、撤去に係る仕様書を要求元に作成させておらず、また、確認実施要領等に撤去の定義を示していない
⇒ 使用責任者にとって撤去に係る作業内容が不明確
- 装備庁において、撤去作業の日程調整の過程で判明した事情により会計年度内に履行を完了できない設置箇所を、
支担官が把握できる仕組みの欠如
- 使用責任者における適正な会計処理を行う認識の欠如 など

【当局が講じた処置】

- 撤去に係る契約を原則として賃貸借契約から分離し、撤去契約を締結する各自衛隊等に対して、仕様書の作成を求め、撤去の定義を示すなどして、作業内容等が明確になるよう周知
- 契約の相手方から作業実施計画を提出させるなどし、支担官等において撤去の日程把握を可能にした
- 各自衛隊等に対して、支担官等の補助者としての責務を周知

